



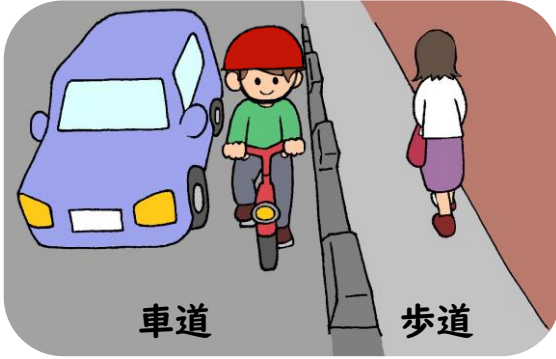
# 自転車安全利用五則



自転車も乗れば車の仲間です



1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



【自転車歩道を走ることができる場合】

- 歩道に※「自転車歩道通行可」の標識がある場合
- 子ども（13歳未満）や70歳以上の方などが運転している場合
- 車道または交通の状況からみて、やむを得ない場合

※「自転車歩道通行可」



自転車に乗って歩道を通行できることを示す標識

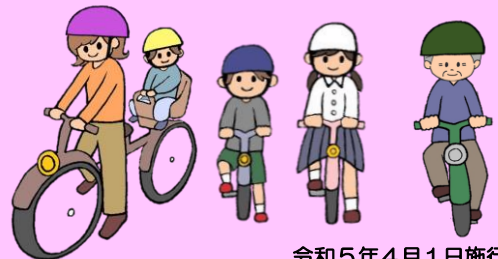


2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



5 ヘルメットを着用

ヘルメット着用は全年齢対象です！！



令和5年4月1日施行

自転車に乗る人は

## 自転車損害賠償保険に加入

「静岡県自転車条例」令和元年10月1日施行



交通安全協会清水地区支部

